

## 志賀町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1)人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(24年度末)	A		B	B/A	23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	22,663	13,567,354	76,980	2,304,881	17.0	15.2

#### (2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たりの給 与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	265	963,768	92,518	337,104	1,393,390	5,258	5,691

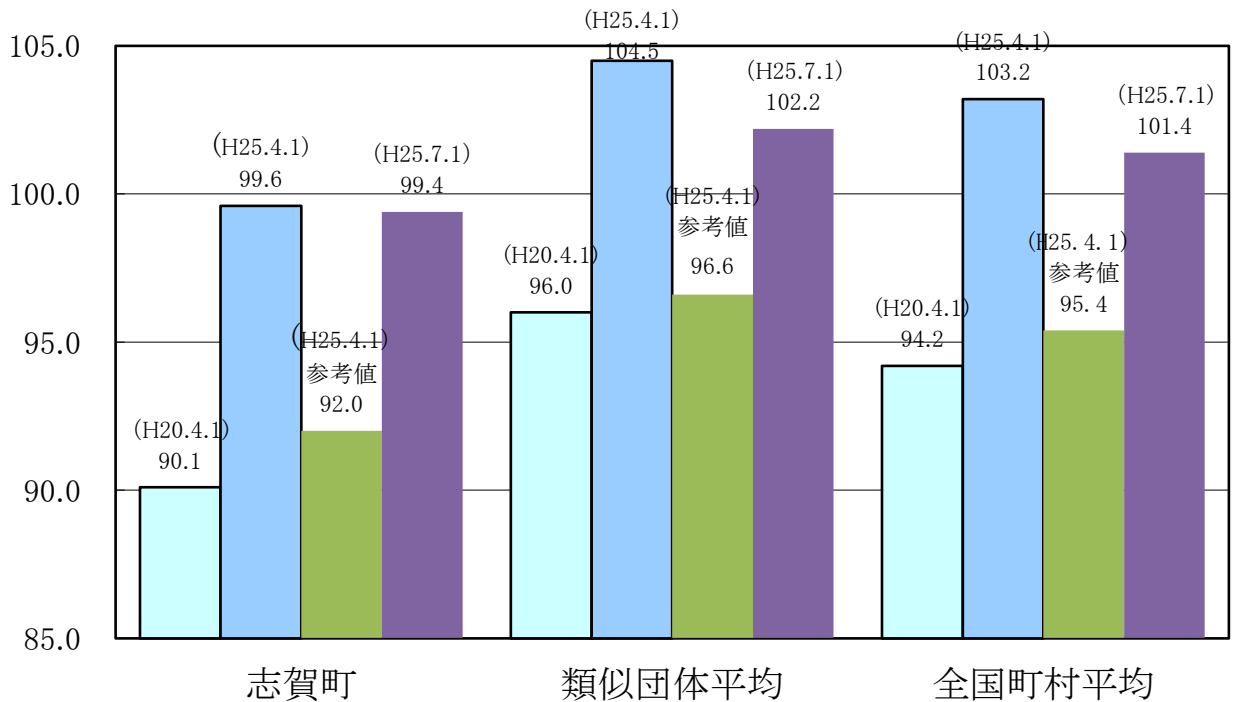
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

#### (3)特記事項

(給与減額状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
期末勤勉手当の減額措置	平成25年12月期末勤勉手当について実施
抑制済又は減額措置の内容	
(手当) 期末勤勉手当について、国の9.77%に対応した本町の減額率1.8%の実施	

#### (4)ラスパイルス指数の状況



- (注) 1 ラスパイルス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイルス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
志賀町	44.5 歳	316,791 円	348,250 円	336,324 円
石川県	42.3 歳	323,501 円	404,881 円	354,967 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446) 円	—	376,257 円 (405,463) 円
類似団体	42.5 歳	318,183 円	372,035 円	349,189 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値(減額前)である。

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 ( A )	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 ( B )
志賀町	50.0 歳	31 人	259,261 円	270,364 円	264,487 円	—	— 歳	— 円
うち学校給食員	45.0 歳	2 人	264,500 円	294,200 円	286,500 円	調理士	42.1 歳	226,800 円
うち用務員	52.4 歳	13 人	261,977 円	268,523 円	264,592 円	用務員	53.7 歳	202,700 円
うち自動車運転手	41.5 歳	2 人	230,300 円	257,500 円	245,550 円	自家用自動車運転手	56.7 歳	211,800 円
うちその他技能労務職	49.7 歳	14 人	260,129 円	270,514 円	263,950 円	— 円	— 歳	— 円
石川県	50.3 歳	252 人	329,621 円	376,920 円	349,214 円	— 円	— 歳	— 円
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円 (286,850)	— 円	309,534 円 (325,400)	— 円	— 歳	— 円
類似団体	49.8 歳	14 人	289,569 円	315,862 円	305,687 円	— 円	— 歳	— 円

区 分	参 考			
	A / B	公 務 員 ( C )	民 間 ( D )	C / D
志賀町	—	—	—	—
うち学校給食員	1.30	3,530,400 円	3,047,500 円	1.16
うち用務員	1.32	3,222,276 円	2,809,400 円	1.15
うち自動車運転手	1.22	3,090,000 円	2,730,700 円	1.13
うちその他技能労務職	—	3,246,168 円	— 円	

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22～24年の3ヶ年平均)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		志 賀 町	石 川 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	161,600 円	172,200 円	163,987 (172,200) 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	133,418 (140,100) 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	137,200 円	137,200 円	—
	中 学 卒	129,200 円	121,600 円	—

(注)国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成25年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大 学 卒	237,125 円	318,267 円	368,500 円	397,500 円
	高 校 卒 (該当者なし)	円	310,650 円	327,000 円	372,300 円
技 能 労 務 職	高 校 卒 (該当者なし)	円	255,700 円	(該当者なし) 円	287,000 円
	中 学 卒 (該当者なし)	円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円

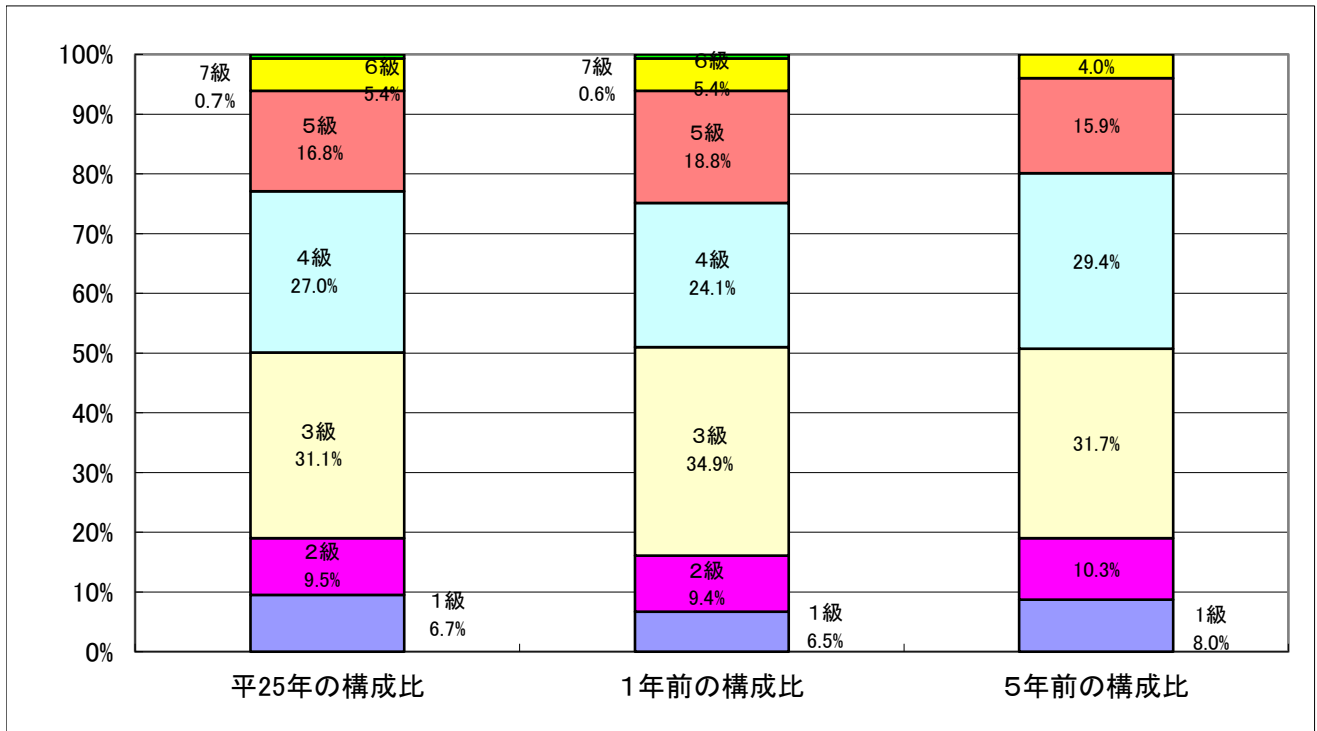
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	標 準 的 な 職 務 内 容	職 員 数	構 成 比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	教育次長、課長	1 人	0.7 %	366,200 円	456,200 円
6 級	課長	8 人	5.4 %	320,600 円	422,600 円
5 級	課長、参事	25 人	16.8 %	289,200 円	400,600 円
4 級	課長補佐、主幹	40 人	27.0 %	261,900 円	388,300 円
3 級	主査、主任	46 人	31.1 %	222,900 円	354,700 円
2 級	主事	14 人	9.5 %	185,800 円	307,800 円
1 級	主事	14 人	9.5 %	135,600 円	243,700 円

(注) 1 志賀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 1年前の構成比は、平成24年4月1日現在の割合。

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 1 勤務成績の評定の状況  
地方公務員法の規定に基づき、職員の仕事の成果、取組姿勢及び職務遂行上見られた能力について、全職員を対象に勤務評定を実施し、昇給等に反映しています。
- 2 昇給等への勤務実績の反映状況  
平成24年3月及び平成24年10月実施の勤務評定に基づき、評定結果を平成25年1月1日の昇給に反映しました。  
勤務評定は、勤務評定実施要領に基づき、主幹級以上の職員が評定者となり、被評定者を5段階に分け評価し、それぞれの評価結果に対応した昇給号給による昇給を実施しました。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

志 賀 町	石 川 県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,242 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,554 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( - )月分 ( - )月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### 【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

<p>1 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法の規定に基づき、職員の仕事の成果、取組姿勢及び職務遂行上見られた能力について、全職員を対象に勤務評定を実施し、勤勉手当に反映しています。</p> <p>2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 平成24年6月期の勤勉手当は、平成23年10月及び平成24年3月実施の勤務評定に基づき、それぞれの評定結果に基づき支給率を決定し、勤勉手当を支給しました。 平成24年12月期の勤勉手当は、平成24年3月及び平成24年10月実施の勤務評定に基づき、それぞれの評定結果に対応した支給率により、勤勉手当を支給しました。</p>
--

### (2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

志 賀 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03 月分 勤続25年 32.83 月分 勤続35年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03 月分 勤続25年 32.83 月分 勤続35年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)
1人当たり平均支給額 9,437千円	22,052千円

(注)1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 1人当たり平均額は、水道事業、病院事業の職員も含み、平均額を算出している。

(3) 地域手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		2,063 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		687,600 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医療職給料表(1)の適用を受ける職員(医師の特例)	15 %	2 人	15 %
金沢市	3 %	1 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		4,644 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		580,466 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		2.8 %	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	従事職員	感染症等が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症等の疑いのある患者の救護若しくは感染症等病原体に汚染された危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症等の病原体を有する家畜若しくは感染症等の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給。	日額1,000円
行旅病死亡人取扱手当	従事職員	・行旅病人の処理に従事したときに支給	1人1件 2,000円
		・行旅死亡人の処理に従事したときに支給	1人1件 5,000円
動物死体処理手当	従事職員	動物死体処理に従事したときに支給	1人1件 300円
往診手当	従事する医師	往診に従事したとき支給	往診料金の30%
医療調査研究手当	医師	診療業務及び診療業務についての調査及び研究業務に従事する医師に支給	診療所院長 給料月額50% 診療所副院長 給料月額30%~25%
放射線取扱手当	医師	診療業務に従事する医師	月額2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	10,821 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	57 千円
支給実績(23年度決算)	12,602 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	57 千円

(6) その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・扶養親族1人につき 6,500円</li> <li>職員が配偶者を有しない場合、扶養親族のうち1人 11,000円</li> <li>・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子(1人につき加算額) 5,000円</li> </ul>	同じ	—	23,227 千円	207,381 円
住居手当	住宅等を借受け、家賃等を支払っている職員に対して下記の区分により支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>○借家・借間</li> <li>・家賃が月額23,000円以下の場合 家賃から12,000円を控除した額</li> <li>・家賃が月額23,000円を超え、55,000円未満の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円</li> <li>・家賃が月額55,000円以上の場合 27,000円</li> </ul>	同じ	—	2,771 千円	251,909 円
通勤手当	通勤のため、交通機関や自動車等を利用している職員に下記の区分により支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>○交通機関を利用し、運賃等を負担している職員</li> <li>・運賃相当額55,000円以内の場合 全額支給</li> <li>・運賃相当額55,000円超の場合 55,000円</li> <li>○交通用具等を使用している職員は、通勤距離に応じて下記の区分により支給</li> <li>・2km以上～5km未満 2,000円</li> <li>・5km以上～10km未満 4,100円</li> <li>・10km以上～15km未満 6,500円</li> <li>・15km以上～20km未満 8,900円</li> <li>・20km以上～25km未満 11,300円</li> <li>・25km以上～30km未満 13,700円</li> <li>・30km以上～35km未満 16,100円</li> <li>・35km以上～40km未満 18,500円</li> <li>・40km以上～45km未満 20,900円</li> <li>・45km以上～50km未満 21,800円</li> <li>・50km以上～55km未満 22,700円</li> <li>・55km以上～60km未満 23,600円</li> <li>・60km以上 24,500円</li> </ul>	同じ	—	16,726 千円	76,028 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち町長の定めるものについて、その職務の特殊性に基づき支給 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて <ul style="list-style-type: none"> <li>行政職 23,800円～44,300円</li> <li>医療職 23,800円～93,700円</li> </ul>	異なる	行政職 46,300円～139,300 医療職 59,700～146,400	15,229 千円	390,477 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 1回 4,200円	同じ	—	3,390 千円	28,059 円
初任給調整手当	医療職給料表(1)の適用を受ける職員で、月額365,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに、その額を減じて支給	同じ	—	8,580 千円	4,290,000 円



## 5 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区 分			給 料	月 額	等
給料	町 副 町	長	756,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		長	625,000 円	904,000 円/	383,500 円
報酬	議 副 議	長	284,000 円	486,500 円/	227,000 円
		長	244,000 円	419,300 円/	182,000 円
		員	230,000 円	390,000 円/	157,000 円
期末手当	町 副 町	長	(24年度支給割合)		
		長	2.90 月分	給料月額に40%加算	
退職手当	議 副 議	長	(24年度支給割合)		
		長	2.90 月分	給料月額に15%加算	
退職手当	町 副 町	長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		長	給料月額×勤続期間×(1+500/100)	任期満了時	任期満了時
退職手当	町 副 町	長	給料月額×勤続期間×(1+220/100)	任期満了時	任期満了時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

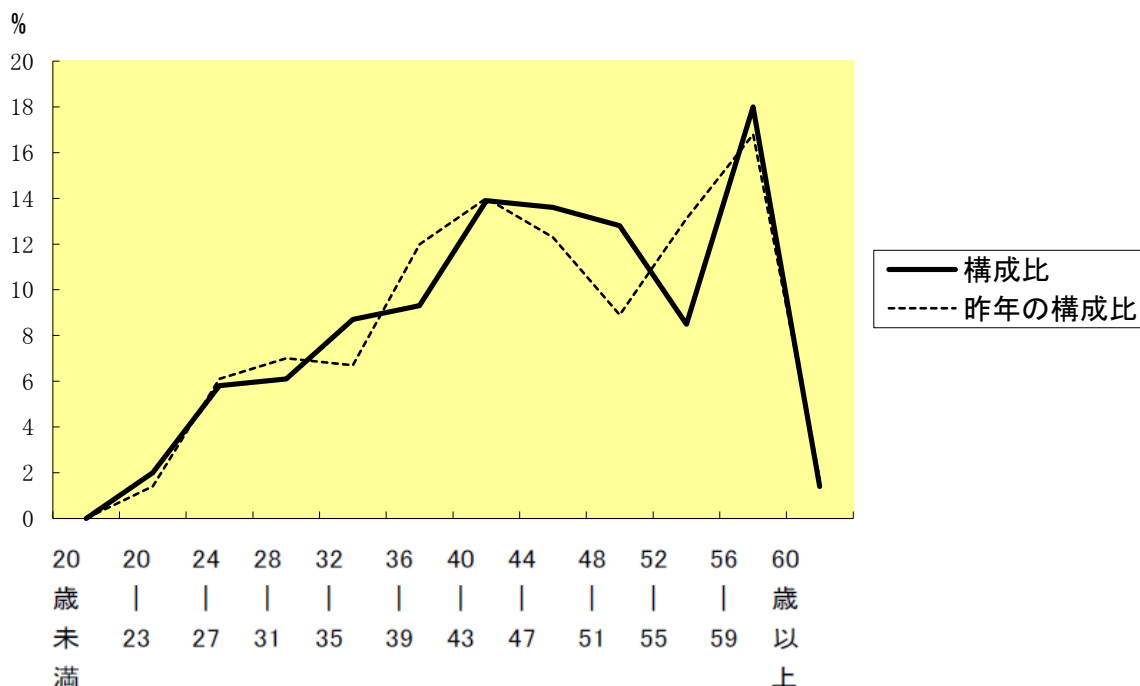
(単位:人、各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 数	主 な 増 減 理 由
部 門			平 成 25 年	平 成 24 年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	0	業務分担見直しによる減 業務分担見直しに伴う減 欠員不補充による減 業務分担見直しに伴う減 事務事業増加に伴う増 事務事業増加に伴う増
		総 務	50	51	-1	
		税 務	14	15	-1	
		民 生	94	103	-9	
		衛 生	22	23	-1	
		労 働	2	2	0	
		農 林 水 産	15	14	1	
		商 工	6	6	0	
	土 木	11	10	1		
		計	218	228	-10	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.19 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 51.41 人)
	教 育 部 門	39	38	1	事務事業増加に伴う増	
	消 防 部 門			0		
	小 計	257	266	-9	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.40 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.51 人)	
公営企業計等部門	病 院	64	66	-2	看護師退職に伴う減 事務の統廃合による減	
	水 道	6	8	-2		
	下 水 道	6	6	0		
	そ の 他	12	12	0		
	小 計	88	92	-4		
合 計		345	358	-13	<参考> 人口1万人当たり職員数 152.33 人	
		[ 385 ]	[ 385 ]	[ 0 ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。  
3 一部事務組合に派遣している職員は含まれていない。

(2)年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	20人	21人	30人	32人	48人	47人	44人	29人	62人	5人	345人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	25年	24年	23年	22年	21年	20年	過去5年間の増減数	
								(数)	(率)
一般行政		218	228	230	246	257	274	△ 56	△ 20.4
教育		39	38	38	39	43	43	△ 4	△ 9.3
警察									
消防									
普通会計計		257	266	268	285	300	317	△ 60	△ 18.9
公営企業等会計計		88	92	90	90	92	89	△ 1	△ 1.1
総合計		345	358	358	375	392	406	△ 61	△ 15.0

(注) 1. 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
24年度	千円 544,029	千円 45,049	千円 61,270	% 11.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たりの給 与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 8	千円 31,714	千円 9,236	千円 11,670	千円 52,620	千円 6,578	千円 6,258

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
志賀町	47.3 歳	346,984 円	502,082 円
団体平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

志賀町	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額(24年度) 1,459 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,476 千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( - )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( - )月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成25年4月1日現在)

志 賀 町			一 般 行 政 職 ・ 団 体 平 均 等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.860 月分	勤続35年	46.55 月分	55.860 月分
最高限度額	55.86 月分	55.860 月分	最高限度額	55.86 月分	55.860 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

ウ 地域手当(平成25年4月1日現在)

支 給 実 績 ( 2 4 年 度 決 算 )			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
なし	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支 給 実 績 ( 2 4 年 度 決 算 )			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)			0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)			0.0 %
手 当 の 種 類 ( 手 当 数 )			0
手 当 の 名 称	主な支給対象職員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
なし			

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 ( 2 4 年 度 決 算 )	181 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	45 千円
支 給 実 績 ( 2 3 年 度 決 算 )	373 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	53 千円

カ その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度との 異同	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 13,000円 ・扶養親族1人につき 6,500円 職員が配偶者を有しない場合、扶養親族のうち1人 11,000円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末 までの子(1人につき加算額) 5,000円	同じ	—	1,596 千円	199,500 円
住居手当	住宅等を借受け、家賃等を支払っている職員に対して下記の区分により支給 ○借家・借間 ・家賃が月額23,000円以下の場合 家賃から12,000円を控除した額 ・家賃が月額23,000円を超え、55,000円未満の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃が月額55,000円以上の場合 27,000円	同じ	—	0 千円	0 円
通勤手当	通勤のため、交通機関や自動車等を利用している職員に下記の区分により支給 ○交通機関を利用し、運賃等を負担している職員 ・運賃相当額55,000円以内の場合 全額支給 ・運賃相当額55,000円超の場合 55,000円 ○交通用具等を使用している職員は、通勤距離に応じて下記の区分により支給 ・2km以上～5km未満 2,000円 ・5km以上～10km未満 4,100円 ・10km以上～15km未満 6,500円 ・15km以上～20km未満 8,900円 ・20km以上～25km未満 11,300円 ・25km以上～30km未満 13,700円 ・30km以上～35km未満 16,100円 ・35km以上～40km未満 18,500円 ・40km以上～45km未満 20,900円 ・45km以上～50km未満 21,800円 ・50km以上～55km未満 22,700円 ・55km以上～60km未満 23,600円 ・60km以上 24,500円	同じ	—	682 千円	85,200 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち町長の定めるものについて、その職務の特殊性に基づき支給 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて 行政職 23,800円～44,300円 医療職 23,800円～93,700円	異なる	行政職 46,300円～139,300 医療職 59,700～146,400	762 千円	381,000 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 1回4,200円	同じ	—	210 千円	30,000 円

(2) 志賀町立富来病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
24年度	千円 1,177,898	千円 ▲ 71,350	千円 580,032	% 49.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	人 64	千円 236,752	千円 82,724	千円 82,537	千円 402,013	千円 6,281

(参考)団体平均 一人当たりの給 与費
千円 6,747

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- ・ ③イ退職手当の1人あたりの平均支給率は一般行政職とあわせて集計してあります。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
志賀町	医 師	44.0 歳	776,167 円	1,301,004 円
	看 護 師	44.2 歳	279,895 円	411,917 円
	医 療 技 術 員	39.2 歳	272,759 円	410,552 円
	事 務 職 員	45.6 歳	334,258 円	509,239 円
団体平均	医 師	44.2 歳	565,922 円	1,380,847 円
	看 護 師	38.5 歳	286,732 円	451,166 円
	事 務 職 員	43.5 歳	332,456 円	504,201 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び調整手当の合算額である。  
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

志 賀 町		一 般 行 政 職 ・ 団 体 平 均 等	
1人当たり平均支給額(24年度)		1人当たり平均支給額(24年度)	
1,290 千円		1,331 千円	
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
( - )月分	( - )月分	( 1.45 )月分	( 0.65 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当(平成25年4月1日現在)

志 賀 町			一 般 行 政 職 ・ 団 体 平 均 等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.860 月分	勤続35年	46.55 月分	55.860 月分
最高限度額	55.86 月分	55.860 月分	最高限度額	55.86 月分	55.860 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

#### ウ 地域手当

(平成25年4月1日現在)

支 給 実 績 ( 2 4 年 度 決 算 )			5,170 千円
支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 2 4 年 度 決 算 )			861,691 円
支 給 対 象 地 域	支 給 率	支 給 対 象 職 員 数	一般行政職の制度(支給率)
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	15 %	6 人	— %

(4) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		17,873 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		388,545 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		68.7 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	従事職員	感染症等が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症等の疑いのある患者の救護若しくは感染症等病原体に汚染された危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症等の病原体を有する家畜若しくは感染症等の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給	日額1,000円
往診手当	従事する医師	往診に従事したとき支給	往診料金の30%
医療調査研究手当	医師	診療業務及び診療業務についての調査及び研究業務に従事する医師に支給	病院長 給料月額50% 副病院長 給料月額40%
手術手当	医師	手術業務に従事する医師に支給	手術料の10%
麻酔手当	医師	麻酔業務に従事する医師に支給	2件まで 10,000円 3件以上 20,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師	富来病院に勤務する看護師、准看護師に支給	1回4時間未満 2,900円 1回4時間以上 3,300円
死体処置手当	看護師・准看護師	死体の処置作業に従事した富来病院の看護師、准看護師に支給	1件 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	9,997 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	164 千円
支給実績(平成23年度決算)	9,177 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	156 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。



カ その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度との異同	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・扶養親族1人につき 6,500円</li> <li>職員が配偶者を有しない場合、扶養親族のうち1人 11,000円</li> <li>・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子(1人につき加算額) 5,000円</li> </ul>	同じ	—	4,343 千円	255,441 円
住居手当	住宅等を借受け、家賃等を支払っている職員に対して下記の区分により支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>○借家・借間</li> <li>・家賃が月額23,000円以下の場合 家賃から12,000円を控除した額</li> <li>・家賃が月額23,000円を超え、55,000円未満の場合 <math>(家賃 - 23,000円) \times 1/2 + 11,000円</math></li> <li>・家賃が月額55,000円以上の場合 27,000円</li> </ul>	同じ	—	1,536 千円	256,000 円
通勤手当	通勤のため、交通機関や自動車等を利用している職員に下記の区分により支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>○交通機関を利用し、運賃等を負担している職員</li> <li>・運賃相当額55,000円以内の場合 全額支給</li> <li>・運賃相当額55,000円超の場合 55,000円</li> <li>○交通用具等を使用している職員は、通勤距離に応じて下記の区分により支給</li> <li>・2km以上～5km未満 2,000円</li> <li>・5km以上～10km未満 4,100円</li> <li>・10km以上～15km未満 6,500円</li> <li>・15km以上～20km未満 8,900円</li> <li>・20km以上～25km未満 11,300円</li> <li>・25km以上～30km未満 13,700円</li> <li>・30km以上～35km未満 16,100円</li> <li>・35km以上～40km未満 18,500円</li> <li>・40km以上～45km未満 20,900円</li> <li>・45km以上～50km未満 21,800円</li> <li>・50km以上～55km未満 22,700円</li> <li>・55km以上～60km未満 23,600円</li> <li>・60km以上 24,500円</li> </ul>	同じ	—	3,968 千円	88,176 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち町長の定めるものについて、その職務の特殊性に基づき支給 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて <ul style="list-style-type: none"> <li>行政職 23,800円～44,300円</li> <li>医療職 23,800円～93,700円</li> </ul>	異なる	行政職 46,300円～139,300 医療職 59,700～146,400	2,391 千円	478,080 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>医師1回 20,000円</li> <li>その他の職1回 4,900円</li> </ul>	異なる	医師 1回 20,000円 普通 1回 4,200円	8,295 千円	394,981 円
初任給調整手当	医療職給料表(1)の適用を受ける職員で、月額365,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過することにより、その額を減じて支給	—	—	23,032 千円	3,838,600 円